

各県立学校長 殿

教 育 長

第一学期末及び夏期休業中の幼児児童生徒の指導について（通知）

夏期休業を迎えるに当たり、貴校教職員に対して、下記事項及び別添「指導・支援のポイント」を周知徹底し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が安全かつ自主的・主体的に有意義な夏期休業を過ごせるよう、格別の配慮を願うとともに、このことについては、保護者懇談等の機会を通じて保護者との連携を願う。また、第一学期中に対応した事象等については、夏期休業中の会議や研修会等の機会に、報告、相談、記録の徹底により再度点検し、事象等の内容や生徒等の様子について全教職員で共通理解を図り、引き続き、教職員と生徒等・家庭との信頼関係を基盤とした取組に生かすことを願う。

なお、各学校において作成した「夏期休業中の行事計画」及び「夏期休業中の生活心得」等をそれぞれ1部ずつ、7月12日（金）までに生徒指導支援室長宛てに送付願う。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導の徹底

- (1) 生徒等の生命に関わる重大な事態が依然として発生していることから、生徒等に命の大切さ、善悪の判断、先を見通す力、生きることの意義等に関する具体的な指導を、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて徹底するとともに、教育活動全般を通じて共に生きる心や他者への思いやりの心を醸成するなど、心の教育を一層推進すること。
- (2) 日々の学校生活の中で、全ての生徒等の表情、言動等を含めた心理状況の確認を行い、必要に応じて家庭訪問等を行い、家庭と協働して生徒等に寄り添いながら、適切に警察や医療・福祉等の関係機関や出身中学校等とも連携した支援を行い、生命に関わる重大な事故を確実に防止すること。特に18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬の長期休業明けに急増する傾向にあるため、学校内外における見守り活動や教育相談活動等の具体的な取組を強化すること。
- (3) 問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景や事象の内容を明確にするとともに、あらかじめ定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮すること。また、生徒等が自らの行動を反省し、より充実した学校生活を送ることができるよう指導と支援を行うこと。

2 指導計画の作成及び主体的な生活態度の育成

- (1) 夏期休業中の生活心得等を作成することにより、学校の指導方針を明確にし、問題行動等の未然防止及び早期発見、早期対応ができるよう、家庭、地域及び関係機関等と緊密な連携・協力を図り、全教職員の共通理解のもと指導体制の確立に努めること。
- (2) 個々の教職員が、生徒等や保護者と信頼関係を構築し、相談しやすい、話しやすい関係づくりに努めるとともに、成績不振や進路等に係る内容の取組等については、保護者と連携・確認すること。
- (3) 生徒等が、家庭での対話の機会を大切にし、家族相互の理解を深めることや、地域におけるボランティア活動や諸行事等に主体的・積極的に参加することにより、社会参画の意識や規範意識が醸成されるよう指導すること。

3 健康・安全管理及び事故防止のための取組の強化

- (1) 学習活動、部活動及び学校行事等の実施に当たっては、生徒等の出欠確認を必ず行い、出席者については、健康状態を十分把握し、特に熱中症の予防について留意するとともに、可能な限り単独での行動をとらせないようにするなど、事故防止の徹底に努めること。あわせて、部活動については、疲労回復の観点より積極的に休養日を設けるなど、安全に留意し、事故防止に努めること。
- (2) 生徒等の水難事故が夏季に多発する傾向にあることから、事故防止に関する心得を十分に指導し、保護者に対しても指導の趣旨を周知するよう努めること。
- (3) 交通に関するルール遵守やマナー向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、人命尊重の考え方を徹底し、交通事故の防止に努めること。また、夏期休業の機会を利用して新たに運転免許等を取得する見込みの生徒に対しては、保護者と連携を図り、交通法規の遵守はもちろん、交通社会の一員としての自覚ができるよう指導すること。
- (4) 生徒のアルバイト就労については、生徒の健康、学業への影響等に十分留意するとともに、適切な労働条件のもとで就労するよう指導をすること。
- (5) 児童虐待については、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること。また、疑いも含め児童虐待を発見したときは、法に基づき、こども家庭相談センターや市町村の児童福祉担当部署に通告や情報共有を速やかに行うこと。
- (6) 県警察本部のウェブページには、6月23日現在で320件の不審者情報が掲載されている。生徒等が被害者となった事象が発生しているという現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止に努めること。あわせて、校内における緊急連絡体制等の整備に努めること。

4 問題行動等の未然防止

- (1) 青少年の非行等問題行動への対応の強化、福祉犯被害等の防止を図り、青少年の非行・被害防止のための活動等を行うため、令和元年度「青少年の非行・被害防止運動」を実施し、7月を「強調月間」、8月を「強化月間」に指定していることの趣旨を踏まえた取組を行うこと。
- (2) 生徒等による大麻の所持・使用が報道されるなど、若年層への蔓延が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を年1回以上計画的に開催するなど、指導を徹底すること。
- (3) インターネット等の利用による、違法・有害情報から生徒等を守るためにはフィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた取組を実施し、あらゆる機会を通じて生徒等への指導及び保護者への啓発を行うこと。あわせて、これらの機会に、SNS上における不特定多数の人との不用意な接触や盗撮、児童ポルノ製造等に係る具体的な内容にも触れ、生徒等が被害及び加害とならず、自ら身を守ることができるよう指導すること。
- (4) 「奈良県少年補導に関する条例」の趣旨を理解した上で、「学校・警察連携制度」等を適切に運用し、生徒等の健全育成に努めること。特に、夏期休業中は、学校を離れての生活が多くなり、気が緩みがちになることから問題行動に至ることのないよう指導すること。

5 不登校及び中途退学の未然防止

- (1) 不登校や高校生の中途退学については、長期休業後の学校生活への不適応がきっかけとなることも多いことを踏まえ、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導・支援に努めること。
- (2) 成績不振科目の克服など、生徒等自らが夏期休業中や第二学期における取組に展望がもてるよう、きめ細かな指導と支援を保護者と連携して行うこと。
- (3) SC・SSW等の専門家を活用し、チーム学校として生徒等に対する支援体制を構築し、生徒等の気持ちに寄り添い、兆しを見逃さない丁寧な対応を行うこと。また、不登校から中途退学につながるケースも多いことを考慮し、取組を進めること。
- (4) 中途退学となる前や中途退学後の支援に係り、出身中学校等との連携を図ること。

6 いじめ問題への一層の取組

- (1) 各学校においては、国の「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」の通知や「奈良県いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ること。また、各学校の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的取組の点検に努めるとともに、会議を定期的開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- (2) 県一斉で実施した「アンケート調査」により明らかになったいじめ事案等に対して、解消に向け組織的に取り組むこと。また、「アンケート調査」実施後新たに発生するいじめ事案や、生徒等がいじめに遭っているのにアンケート用紙に記入できなかった事案を想定し、個人面談の実施、保護者との連携等に加え、「アンケート調査」の年間複数回実施等により、「些細な、軽微な、いじめの芽や兆候」も見逃すことなく、正確に漏れなく認知し、適切に対応すること。
- (3) 認知したいじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、速やかに警察に相談し（告発の義務）、警察と連携した対応を行うこと。
- (4) いじめは重大な人権侵害であり、7月は「差別をなくす強調月間」であることを踏まえ、生徒等が自らいじめについて考える機会を設けるなど、強調月間の趣旨を踏まえた取組を行うこと。

参考資料

命を大切にす教育の充実に向けた指導及び支援の推進について

児童生徒の自殺予防に係る取組について	(平成30年9月20日付け教生第206号)
奈良県立学校における特別指導ガイドライン	(平成30年12月5日付け教生第287号の1)
熱中症事故の防止について	(平成29年12月 奈良県高等学校長協会 他)
奈良県部活動の在り方に関する方針	(令和元年6月3日付け教体第108号)
水泳等の事故防止について	(平成31年4月 奈良県・奈良県教育委員会)
「自転車関係事故に係る分析」資料の送付について	(令和元年5月8日付け教体第66号)
児童生徒等の通学時の安全確保について	(令和元年5月20日付け保健体育課事務連絡)
学校の安全確保のための施策等について	(平成31年4月26日付け保健体育課事務連絡)
連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について	(令和元年5月9日付け保健体育課事務連絡)
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の送付について	(平成27年4月7日付け教生第5号)
不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について	(令和元年5月22日付け教生第69号の1)
学校・警察連携制度について	(平成31年3月26日付け教生第390号の1)
薬物乱用防止教育の充実について	(平成31年3月26日付け教生第389号の1)
インターネットの安全利用に関する研修の実施について	(平成30年12月28日付け教体第423号)
不登校児童生徒への支援の在り方について	(平成31年2月6日付け教生第330号の1)
不登校支援のしるべ(教員用)	(平成28年9月29日付け教学第842号、教生第164号、教研第385号)
「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について	(平成24年3月 奈良県教育委員会)
奈良県いじめ防止基本方針の送付について	(平成30年3月23日付け教生第359号)
いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について	(平成28年4月25日付け教生第31号)
	(平成30年3月30日付け教生第380号)